【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の2第1項

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成21年4月23日

【事業年度】 第48期(自 平成18年12月21日 至 平成19年12月20日)

【会社名】 株式会社ミルボン

【英訳名】 Milbon Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 佐 藤 龍 二

【本店の所在の場所】 大阪市都島区善源寺町2丁目3番35号

【電話番号】 (06)6928-2331(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役経理部長・広報担当 重 宗 昇

【最寄りの連絡場所】 大阪市都島区善源寺町2丁目3番35号

【電話番号】 (06)6928-2331(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役経理部長・広報担当 重 宗 昇

【縦覧に供する場所】 株式会社ミルボン東京支店

(東京都渋谷区神宮前2丁目6番9号)

株式会社ミルボン名古屋支店

(名古屋市中区栄3丁目19番8号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成20年3月18日に提出いたしました第48期(自 平成18年12月21日 至 平成19年12月20日)有価証券報告書の記載事項の一部に記載もれの事項がありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況

3 【訂正箇所】

訂正箇所は__を付して表示しております。

第一部 【企業情報】

第4 【提出会社の状況】

6 【コーポレート・ガバナンスの状況】

(訂正前)

- (1)~(4)省略
- (5) 定款で定めた取締役の員数及び取締役選任決議の要件

取締役の員数

15名以内としております。

取締役選任決議の要件

取締役を選任する株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行うとしております。

- (6)自己株式の取得 (中略)
- (7) 取締役及び監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって同法第423条第1項の行為に関する取締役(取締役であったものを含む。)の責任を、法令の限度において免除することができる旨定款に定めております。これは、取締役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

(8)~(9)省略

(訂正後)

- (1)~(4)省略
- (5) 定款で定めた取締役の員数及び取締役選任決議の要件

取締役の員数

15名以内としております。

取締役選任決議の要件

取締役を選任する株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う<u>旨及び当該選任決議は累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。</u>

- (6)自己株式の取得 (中略)
- (7)取締役及び監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって同法第423条第1項の行為に関する取締役(取締役であったものを含む。)及び監査役(監査役であったものを含む。)の責任を、法令の限度において免除することができる旨を定款に定めております。これは、取締役及び監査役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

(8)~(9)省略